

香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第1号

香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

香川県教育委員会表彰規程（昭和28年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の方法)</p> <p>第6条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。この場合において、必要があるときは、これに副賞を添えることができる。</p> <p>(死亡者に対する表彰)</p> <p>第7条 <u>第2条又は第3条の規定により表彰を行うこととした者（以下「被表彰者」という。）がその表彰前に死亡したときは、その生前の日に遡って表彰する。この場合において、当該被表彰者に対する表彰状及び副賞は、その遺族に授与するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による授与を受けることができる遺族の範囲は、被表彰者の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</u></p> <p><u>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる者以外の者で、被表彰者と生計を一にしていた3親等内の親族</u></p> <p><u>3 第1項の規定による授与を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順序とする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定による授与を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、そのうち1人を総代者として、被表彰者に対する表彰状及び副賞を授与する。</u></p>	<p>(表彰の方法)</p> <p>第6条 表彰は、表彰状を贈って行う。この場合において、必要があるときは、これに副賞を添えることができる。</p> <p>(死亡者に対する表彰)</p> <p>第7条 <u>表彰を受ける者が既に死亡した者であるときは、表彰状及び副賞は、その遺族に贈るものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。